

番号	質問者	ご質問等	資料ページ	回答
1	安委員	◇安心して子どもを生み育てることができる環境づくりについて (1) 情報伝達→里帰りなど初めて生野区で子育てする人もいる中で、最初の支援窓口（例えば子育て支援センター）への周知が充分なされているのか？	令和6年度 生野区運営方針（素案） 【資料2】5ページ	(1) 母子手帳交付時の面談において、担当保健師の周知を行い、区内の子育てに関する情報を1冊にまとめた「いくぴよファイル」として面接時にお渡ししております。今後も引き続き乳幼児健診や訪問などの機会をとらえ、周知に取り組んでまいります。
2	安委員	(2) ネウボラを担う保健師は、高齢者を含め保健全般業務をしている中で多忙がゆえに、もっとケアをしないといけない妊産婦の継続支援が実行できているのか？	令和6年度 生野区運営方針（素案） 【資料2】5ページ	(2) 妊産婦への継続支援としては、本年度より全市的に出産を間近に控える妊娠8か月頃に出産・産後の不安や悩みについて保健師や助産師等が相談支援を行っております。また、出産後は担当保健師だけでなく、乳児全戸訪問事業として委託助産師による訪問を実施しております。不安が高いなど特に継続性が必要である家庭に対しては、助産師を派遣する「専門的家庭訪問支援事業」を妊娠期から1歳児まで延長して行っており、養育に困難さを抱えている家庭へ育児に関する問題を総合的に把握し、相談及び技術支援を行うことで、伴走的な支援を継続しております。
3	安委員	(3) 出産まもない妊産婦が、核家族等により周りに育児を手伝ってもらえず孤立化せざるをえない状況下、特に母乳、赤ちゃんの接し方、産後の体調管理などのケアに、そのプロである助産師の積極的活用は考えていないのか？	令和6年度 生野区運営方針（素案） 【資料2】5ページ	(3) 産後に心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子を対象に「産後ケア事業」を行っております。助産師等の専門スタッフから、母親の心身のケアや・育児のサポートを受けることができ、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的としております。
4	安委員	(4) 子ども版「地域包括ケアシステム」の実際の運用状況、そして有効的に機能しているのかお聞きしたい。	令和6年度 生野区運営方針（素案） 【資料2】5ページ	(4) 「生野区こども地域包括ケアシステム」は生野区社会福祉協議会への委託事業として、子育て支援CSWとその補助員を配置し、小・中学校、保育園、医療機関、民間事業者とも連携して、地域に埋もれている虐待リスクの高いこどもや妊婦を発見し、区の子育て支援室等につなげるとともに、地域等の見守りや支援につなげる役割を担い、生野区の児童虐待防止、子育て支援体制の強化を図っております。 また、子育て支援団体のネットワーク構築と情報共有を行っております。
5	安委員	◇未来を生き抜く力の育成について スクールカウンセラーは、巡回体制だと聞いていますが、先生への負担軽減も含め各学校への常駐配置を考えていないのでしょうか？	令和6年度 生野区運営方針（素案） 【資料2】8ページ	(こども青少年局からの回答) スクールカウンセラーは、心理の専門性を活かして心理的な助言・支援が必要な相談を受ける役割を担っており、中学校は概ね1週間に1回以上、小学校は概ね3週間に1回以上相談できる体制となるように各校に配置しています。 心理の専門性を活かした相談支援について、現場のニーズも踏まえながら拡充を行っており、今後も引き続き支援していきます。